平成２８年（フ）第７４号
札幌市白石区北郷５条６丁目１番33号　M＆Aコート202号
債務者　秋田　裕二
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０号
札幌市白石区平和通８丁目南６番６号　新関義男　方
債務者　新関　尚美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９２号
札幌市南区澄川３条１丁目６番３―101号
債務者　菊地　明美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１２号
札幌市東区本町２条３丁目５番46号　サバーハウス雅406号
債務者　北村　朱美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２４号
札幌市南区澄川４条２丁目11番22―102号
債務者　藤田真希子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４０号
札幌市東区北16条東14丁目３番21―401号
債務者　中村　　操（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４号
山形県酒田市住吉町５番５号　市営千日住宅18号
債務者　山木　　修
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第５号
山形県酒田市住吉町５番５号　市営千日住宅18号
債務者　山木　亨子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第５０７号
相模原市緑区西橋本３丁目８番39号　グリーンハイツＢ201
債務者　秋山　　登
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５２４号
相模原市中央区相生１丁目９番16―301号
債務者　奥崎　貴人
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５２５号
神奈川県座間市さがみ野１丁目５番18号　さがみ野アパート203号
債務者　**柳**下　健一
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５２８号
相模原市緑区橋本２丁目20番23号　エルドラド306号
債務者　井上　　隆
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５号
相模原市南区相模台２丁目５番13号　ライオンズマンション相模台第５　207
債務者　野房みのり
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１８号
相模原市緑区中野562番地１　リバティーハイツ201
債務者　齊藤　芳男
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第９５号
新潟県十日町市千年64番地
債務者　柳　ちづ子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第９６号
新潟県上越市五智２丁目２番８号
債務者　柳　　祐也
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１号
静岡県御前崎市比木3749番地
債務者　植田　政博
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
佐賀市新栄東１丁目３番19号　プレリュード愛201
債務者　百岳　広平
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係